

平成28年10月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第44号	伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正に準じ、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うもの</p>	選挙課
第45号	伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>個人番号カードを利用した証明書コンビニ交付サービスによる証明書の交付に係る手数料を定めることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>証明書コンビニ交付サービスによる証明交付手数料について、窓口交付の場合よりそれぞれ100円減額するもの</p>	市民課
第46号	伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>個人番号カードを利用した証明書コンビニ交付サービスにおける印鑑登録証明書の交付申請の手続を定めること及び印鑑登録事務の見直しに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアの特定端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするもの</p>	市民課

		<p>2 窓口において、個人番号カードの提示による印鑑登録証明書の交付を可能とするもの</p> <p>3 印鑑登録原票の登録事項の変更に係る届出を廃止し、住民基本台帳に記録されている事項に変更があった場合は職権により修正するもの</p> <p>4 附則において、本条例による伊勢崎市手数料条例の条項ずれを改めるとともに、特定端末機による印鑑登録証明書の交付の根拠条項を加えるもの</p>	
第47号	伊勢崎市地域改善対策施設条例の一部を改正する条例	<p>【理由】 橘笹霊園を廃止することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】 橘笹霊園に関する規定を削るもの</p>	人権課
第48号	伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例	<p>【理由】 ひとり親家庭等における小学校入学予定児童の入学準備に対する経済的な負担の軽減を図るため小学校入学準備金を支給することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 入学準備金を支給する対象者を定めるもの</p> <p>2 入学準備金の額を、児童1人当たり2万5,000円と定めるもの</p> <p>3 申請及び決定の手続を定めるもの</p> <p>4 その他必要事項を定めるもの</p>	子育て支援課
第49号	伊勢崎市放課後児童クラブ条例	<p>【理由】 三郷小学校区に公設の放課後児童クラブ</p>	子育て支援課

	の一部を改正する条例	<p>を設置することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 伊勢崎市三郷小学校放課後児童クラブを設置するもの</p> <p>2 放課後児童クラブを直営として実施することを可能とするもの</p> <p>3 附則において、本条例を準用している伊勢崎市児童館条例の条項ずれを改めるもの</p>	
第50号	伊勢崎市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市こども発達支援センターの相談支援の充実を図るため、土曜日を開所日とすることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>土曜日を休所日から削るもの</p>	子育て支援課
第51号	伊勢崎市障害者センター条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市障害者センターを設置することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 施設の名称及び位置を定めるもの</p> <p>2 事業内容を定めるもの</p> <p>3 開所・利用時間及び休所日を定めるもの</p> <p>4 利用者の範囲を定めるもの</p> <p>5 利用の手続を定めるもの</p> <p>6 その他障害者センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの</p>	障害福祉課
第52号	伊勢崎市工場立地法に基づく準	<p>【理由】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための</p>	企業誘致課

	則を定める条例の一部を改正する条例	<p>改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による工場立地法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する項ずれを改めるもの</p>	
第53号	市長の給与の特例に関する条例	<p>【理由】</p> <p>市長の給料の支給額を2箇月間減額することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間、市長の給料月額からその100分の10に相当する額を減ずるもの</p>	職員課